

第一部 「嘉瀬川流域の望ましい姿に向けて」

～ 嘉瀬川ダム環境検討委員会 委員会報告 ～

はじめに

この報告書は、二部構成となっています。第一部は嘉瀬川ダム環境検討委員会(以下、本委員会)、そして第二部は事業主体である嘉瀬川ダム工事事務所によって作成されています。報告書を二部構成でまとめたのは、文章表現の主体を明確に区別し、読みやすくしたためです。二部構成となった本報告書が委員会と事業者である嘉瀬川ダム工事事務所との対立関係から生じた結果でないことを、まず、委員会を代表してお断りしておきます。

第一部は、3章で構成され、1章は、ダム事業における環境影響に関する基本的考え方と自然環境に対する思想などを述べています。2章では、嘉瀬川ダム事業に伴う影響とこれから取り組むべき方針について述べ、3章では、嘉瀬川ダム事業も含めた地域将来計画やダム事業に係わるフォローアップに関する提言を述べています。

現在、我が国のダム建設事業現場で本報告書と同様の検討が必要とされています。このような動向は、これまでの環境影響評価法の制度化に至る経緯と無関係ではありません。我が国の環境影響評価法(以下、法アセス)は、平成9年に制定、平成11年から施行され現在に至っています。同法が施行されるまでは、「環境影響評価の実施について(昭和59年)」(以下、閣議アセス)により影響評価が実施されました。嘉瀬川ダム事業も閣議アセスによる調査検討が実施されました。しかし、閣議アセスの結果をさらに充実させ、法アセスと同等の調査が必要であろうとの考えから、この報告書作成に向けた作業が始まりました。

本委員会の前身である嘉瀬川ダム対策懇談会は、平成5年3月に設置され平成13年10月まで活動を継続し、「嘉瀬川ダム事業における動植物の環境保全への取り組み」を公表しています。嘉瀬川ダム対策懇談会は、環境影響評価における現状把握に主眼をおいて進めました。同時に、工事実施段階で生じる様々な環境保全対策についても、専門的立場から助言・指導を実施し、現在もその活動の一部を継続しています。

本委員会は、平成14年に嘉瀬川ダム対策懇談会を組織的に発展解消し、それまで収集した基礎資料をもとに、影響評価、環境保全に対する取り組みなど、事業完成後のフォローアップについて議論すること、そして環境影響評価書に相当する報告書を作成することを目的として、現在まで活動してきました。

委員会のメンバーは生物系、地域社会、大気、公衆衛生、廃棄物など横断的な専門家集団で構成されていますが、もう一つの顔は地域や自然環境に関する土地勘を有していることであります。

我が国の環境影響評価は、閣議アセスから現在の法アセスに至るまで事業アセスメントに分類されます。しかし、世界各国で事業アセスメントの限界が既に指摘されつつあります。本委員会でも、環境影響に関する議論と地域・自然環境に対する委員の思い入れが交錯し始め、地域社会の持続的発展、国や地方自治体の累積的な各種事業に対する影響評価、ひいては政策評価に関することまで議論が及び、環境影響評価の限界を感じる場面もありました。

自然環境、特に生き物たちの代弁者である専門家の委員からは、自然への改変を伴うダム事業と環境影響を最小にするための保全対策事業の双方を同時に満足させることが如何に困難であるか幾度となく指摘されました。さらに、自然に対する畏敬の念の大切さ、ひいては自然に対する思想を持つことの重要性を説かれました。この思想は、地域社会、環境に関する専門家、事業に係わる総ての人々が共有化できるものでなければなりません。本報告書では、半自然という用語を使って、この思想を表現しました。

環境影響に関する調査・予測については、一般的に定量性に重きを置く傾向が強いために定量化でき

ないものを分析対象から外すケースが多々見受けられます。本報告書では、土地勘という専門家の直感による情報や地域の人々の思い入れも分析・評価対象としています。そのことにより、地域の発展に寄与しうる環境保全対策が立案できると考えたからです。

平成 16 年 8 月

嘉瀬川ダム環境検討委員会 委員長 古賀憲一